

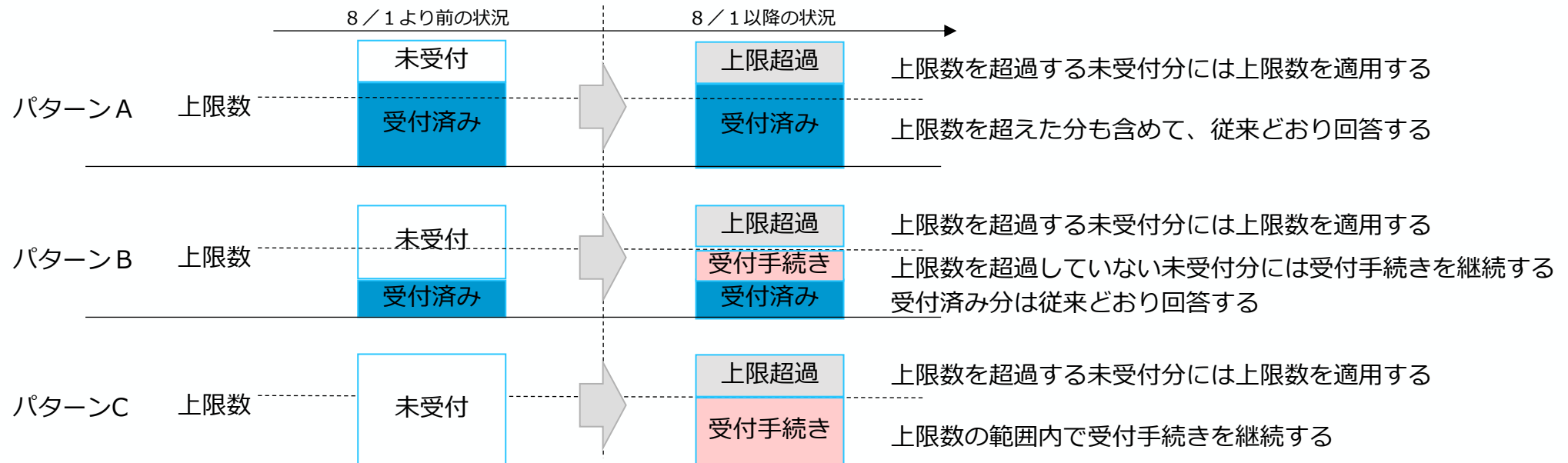
系統用蓄電池をはじめとする発電等設備の迅速な 系統連系に向けた対応について

2026年4月16日

資源エネルギー庁

【御報告】 一事業者あたりの接続検討数の上限設定の開始時期

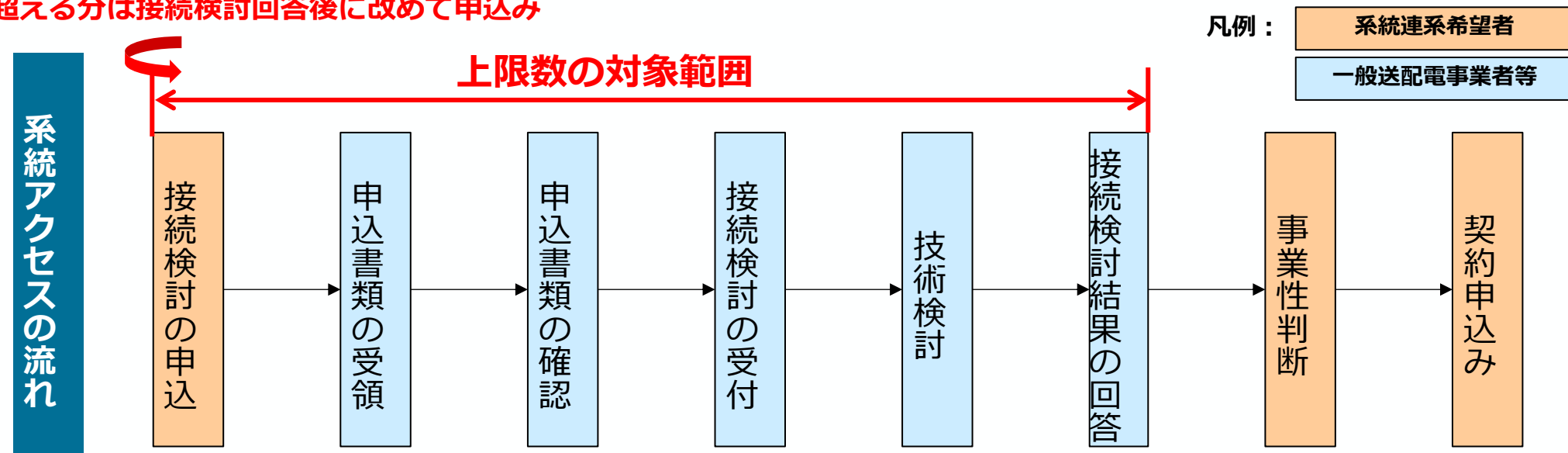
- 前回WGにおいて御議論いただいた一事業者あたりの接続検討数の上限設定について、本年8月1日付（予定）で電力広域的運営推進機関の関係規程類を改正し、同日より運用を開始する。
- 7月31日時点で上限数を超える受付がなされていた場合には、当該分は従来どおり回答する。また、8月1日より前に申込みがなされたものの、8月1日時点で受付がなされていない案件については、上限数を適用する。そのため、8月1日時点で受付がなされていない案件で、上限数を超える分については、一般送配電事業者から該当事業者に対して通知を行う運用とする。
- なお、具体的な上限数については、現在一般送配電事業者において算定中であり、完了次第、各社HPにおいて公開する。



①一 3 : 上限数を超過する申込みの取扱い

- 接続検討の申込みが行われた際には、一般送配電事業者が申込書類の内容を確認した上で、検討料の入金を確認し、受付を行うこととなる。他方、現在では多数の接続検討申込みが行われており、一般送配電事業者による申込書類の確認や受付等に時間を要している状況にある。
- このような状況を踏まえ、系統連系希望者による接続検討申込みから接続検討結果の回答までの範囲を上限数の対象とした上で、当該上限数を超過する申込みが行われた場合には、一般送配電事業者による申込書類の確認は行わず、上限超過が解消された後に、系統連系希望者に対して改めて接続検討の申込みを求めることとしてはどうか。

上限を超える分は接続検討回答後に改めて申込み



①一6：一事業者あたりの接続検討数の上限設定の適用開始時期

- 接続検討の申込みが急増している現下の状況を踏まえると、健全かつ円滑なシステムアクセス検討の環境を整備し、システム連系希望事業者全体の利便性及び公平性を確保する観点から、本対策を可能な限り早期に実現していく必要がある。
- 本対策を実現するためには、電力広域的運営推進機関の関係規程類の改正等が必要になるが、可能な限り速やかに改正を行うこととしてはどうか。
- また、改正時点で接続検討の申込みがなされていても、接続検討の受付がなされていない（書類確認などの途上）案件については、本対策の上限を適用する形で整理することとしてはどうか。

(参考) 上限数の試算結果

エリア	実績使用年度	平均値+2 σ ※	上限数※
北海道	2023年度	4	5
東北	2023年度	6	6
東京	2023年度	11	11
中部	2023年度	4	5
北陸	2023年度	8	8
関西	2024年度	10	10
中国	2023年度	4	5
四国	2023年度	4	5
九州	2023年度	8	8
沖縄	—	—	—

(出所) 各一般送配電事業者提出データを元に資源エネルギー庁が作成 (2026年3月時点)

※本試算は2026年3月時点の結果に基づくものであり、実際の上限数とは異なる可能性がある点に留意する必要がある。